

都城市高崎地区まちづくり協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都城市高崎地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第29条の規定に基づき、この協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(各種団体等及び代議員数)

第2条 規約第5条第2項に規定する各種団体等及び規約第13条第5項に規定する代議員数は、別表1のとおりとする。

2 規約第13条第5項に規定する公募委員の数は若干名とし、各専門部会からの推薦により三役会で審査し選考する。また解任についても同様とする。

(選考委員会)

第3条 規約第7条第2項に規定する選考委員会を高崎総合支所内に置く。

2 選考委員会は、高崎地区まちづくり協議会の会長、副会長、及び監事の選考を行う。

3 選考委員会の役員は、別表2のとおりとする。

4 選考委員会の役員は、委員長1名、副委員長1名とし、それぞれ委員の互選による。

5 選考委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって可決される。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報酬等)

第4条 規約第10条に規定する役員の報酬額は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 会長 | 50,000円 |
| (2) 副会長 | 30,000円 |
| (3) 事務局長 | 50,000円 |
| (4) 部会長 | 30,000円 |
| (5) 副部会長 | 15,000円 |
| (6) 部会書記 | 5,000円 |
| (7) 監事 | 2,000円 |

2 協議会の委員が各会議に出席したときは、当該出席者に対して、1日あたり500円の費用弁償を支給する。

3 上記に定めるもののほか、会長が必要と認める場合は、予算の範囲内で報酬等を支給することができる。

(専門部会)

第5条 規約第17条第2項に規定する専門部会の構成員は、別表3のとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

	団 体 等 名	代議員数
1	高崎地区自治公民館連絡協議会	24名
2	高崎地区青少年育成協議会	2名
3	高崎地区体育協会	2名
4	高崎町商工会女性部	2名
5	高崎町商工会青年部	1名
6	J A 都城女性部北支部	1名
7	J A 都城高崎支所青年部	1名
8	若竹地域活動クラブ	1名
9	高崎地区P T A 連絡協議会	1名
10	高崎地区高齢者クラブ	1名
11	都城芸術文化協会高崎支部	1名
12	高崎地区民生委員児童委員連絡協議会	1名
13	都城交通安全協会高崎支部	1名
14	都城スポーツ少年団高崎支部	1名
15	J A 高崎支所	1名
16	都城市消防団高崎方面隊	1名
17	高崎町商工会	1名
18	食生活改善推進員	1名
19	高崎地区小中学校長会	1名
20	都城市社会福祉協議会高崎サテライト	1名
21	公募委員	若干名

別表2（第3条第3項関係）

	団 体 等 名	選考委員数
1	高崎地区自治公民館連絡協議会	1名
2	高崎地区青少年育成協議会	1名
3	高崎地区体育協会	1名
4	高崎町商工会女性部	1名
5	高崎地区P T A連絡協議会	1名
6	高崎地区高齢者クラブ	1名
7	高崎地区民生委員児童委員連絡協議会	1名

別表3（第5条関係）

専門部会名	構 成 員
まちづくり部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、都城芸術文化協会高崎支部、公募委員
環境・安全部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、交通安全協会高崎支部、都城市消防団高崎方面隊、公募委員
健康福祉部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、高崎地区民生委員児童委員協議会、高崎地区高齢者クラブ、食生活改善推進員、社会福祉協議会高崎サテライト、公募委員
青少年育成部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、高崎地区P T A連絡協議会、高崎地区青少年育成協議会、高崎地区体育協会、小中学校校長会、若竹地域活動クラブ、スポーツ少年団高崎支部、公募委員
産業部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、J A都城女性部北支部、J A都城高崎支所青年部、高崎町商工会女性部、高崎町商工会青年部、J A都城高崎支所、高崎町商工会、公募委員
フットパス部会	高崎地区自治公民館連絡協議会